



鳥取県公報

平成15年12月26日(金)

号外第172号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(96)	
	(長寿社会課).....	1

==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

1 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正

- (1) 岩井長者寮の使用料に係る経済的事情による区分(以下「区分」という。)のうち、A階層からC9階層及び1階層から19階層までの使用料の額を460円引き下げることとした。(附則別表、別表関係)
- (2) 区分のうち、D階層又は22階層に該当する要件となる対象収入額を4,130,161円以上(現行4,120,081円以上)に、21階層に該当する要件となる対象収入額を4,130,160円以下(現行4,120,080円以下)に引き上げるとともに、C10階層及びD階層並びに20階層から22階層までの使用料の額を340円引き上げることとした。(附則別表、別表関係)
- (3) 暖房期間中に加算する使用料の額を20円引き下げることとした。(附則別表、別表関係)

2 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正

福原荘についても1と同様の措置を講ずることとした。(附則別表、別表関係)

3 施行期日等

- (1) この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)(2において同様とする場合を含む。)は、平成16年1月1日から施行することとした。
- (2) 1(1)及び1(3)(2において同様とする場合を含む。)は、平成15年4月1日から適用することとした。

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第96号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和39年鳥取県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
附則別表				附則別表			
区 分		金額(1人月額)		区 分		金額(1人月額)	
		大居室	小居室			大居室	小居室
A 階 層	市町村民税を納付することを要しない者	<u>61,310円</u>	<u>60,310円</u>	A 階 層	市町村民税を納付することを要しない者	<u>61,770円</u>	<u>60,770円</u>
B 階 層	市町村民税のうち均等割のみ納付することを要する者	<u>66,310円</u>	<u>65,310円</u>	B 階 層	市町村民税のうち均等割のみ納付することを要する者	<u>66,770円</u>	<u>65,770円</u>
C 1 階 層	市町村民税のうち所得割を納付することを要し、かつ、所得税を納付することを要しない者	<u>71,310円</u>	<u>70,310円</u>	C 1 階 層	市町村民税のうち所得割を納付することを要し、かつ、所得税を納付することを要しない者	<u>71,770円</u>	<u>70,770円</u>
C 2 階 層	7,300円以下の所得税を納付することを要する者	<u>76,310円</u>	<u>75,310円</u>	C 2 階 層	7,300円以下の所得税を納付することを要する者	<u>76,770円</u>	<u>75,770円</u>
C 3 階 層	7,301円以上14,900円以下の所得税を納付することを要する者	<u>81,310円</u>	<u>80,310円</u>	C 3 階 層	7,301円以上14,900円以下の所得税を納付することを要する者	<u>81,770円</u>	<u>80,770円</u>
C 4 階 層	14,901円以上22,200円以下の所得税を納付することを要する者	<u>86,310円</u>	<u>85,310円</u>	C 4 階 層	14,901円以上22,200円以下の所得税を納付することを要する者	<u>86,770円</u>	<u>85,770円</u>
C 5 階 層	22,201円以上29,700円以下の所得税を納付することを要する者	<u>91,310円</u>	<u>90,310円</u>	C 5 階 層	22,201円以上29,700円以下の所得税を納付することを要する者	<u>91,770円</u>	<u>90,770円</u>
C 6 階 層	29,701円以上37,200円以下の所得税を納付することを要する者	<u>96,310円</u>	<u>95,310円</u>	C 6 階 層	29,701円以上37,200円以下の所得税を納付することを要する者	<u>96,770円</u>	<u>95,770円</u>
C 7 階 層	37,201円以上44,600円以下の所得税を納付することを要する者	<u>101,310円</u>	<u>100,310円</u>	C 7 階 層	37,201円以上44,600円以下の所得税を納付することを要する者	<u>101,770円</u>	<u>100,770円</u>
C 8 階 層	44,601円以上52,200円以下の所得税を納付することを要する者	<u>106,310円</u>	<u>105,310円</u>	C 8 階 層	44,601円以上52,200円以下の所得税を納付することを要する者	<u>106,770円</u>	<u>105,770円</u>
C 9 階 層	52,201円以上59,800円以下の所得税を納付することを要する者	<u>111,310円</u>	<u>110,310円</u>	C 9 階 層	52,201円以上59,800円以下の所得税を納付することを要する者	<u>111,770円</u>	<u>110,770円</u>
C 10 階 層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	<u>161,910円</u>	<u>160,910円</u>	C 10 階 層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	<u>161,570円</u>	<u>160,570円</u>
D 階 層	対象収入額が4,130,161円以上である者	<u>162,470円</u>	<u>161,470円</u>	D 階 層	対象収入額が4,120,081円以上である者	<u>162,130円</u>	<u>161,130円</u>
備考				備考			
1～3 略				1～3 略			
4 暖房期間中は、この表に定める使用料の額に1人月額2,180円を加算するものとする。				4 暖房期間中は、この表に定める使用料の額に1人月額2,200円を加算するものとする。			

別表（第6条の2関係）

区 分		金額（1人月額）	
		大居室	小居室
1階層	対象収入額が1,500,000円以下であるとき	61,310円	60,310円
2階層	対象収入額が1,500,001円以上1,600,000円以下であるとき	64,310円	63,310円
3階層	対象収入額が1,600,001円以上1,700,000円以下であるとき	67,310円	66,310円
4階層	対象収入額が1,700,001円以上1,800,000円以下であるとき	70,310円	69,310円
5階層	対象収入額が1,800,001円以上1,900,000円以下であるとき	73,310円	72,310円
6階層	対象収入額が1,900,001円以上2,000,000円以下であるとき	76,310円	75,310円
7階層	対象収入額が2,000,001円以上2,100,000円以下であるとき	81,310円	80,310円
8階層	対象収入額が2,100,001円以上2,200,000円以下であるとき	86,310円	85,310円
9階層	対象収入額が2,200,001円以上2,300,000円以下であるとき	91,310円	90,310円
10階層	対象収入額が2,300,001円以上2,400,000円以下であるとき	96,310円	95,310円
11階層	対象収入額が2,400,001円以上2,500,000円以下であるとき	101,310円	100,310円
12階層	対象収入額が2,500,001円以上2,600,000円以下であるとき	108,310円	107,310円
13階層	対象収入額が2,600,001円以上2,700,000円以下であるとき	115,310円	114,310円
14階層	対象収入額が2,700,001円以上2,800,000円以下であるとき	122,310円	121,310円
15階層	対象収入額が2,800,001円以上2,900,000円以下であるとき	129,310円	128,310円
16階層	対象収入額が2,900,001円以上3,000,000円以下であるとき	136,310円	135,310円

別表（第6条の2関係）

区 分		金額（1人月額）	
		大居室	小居室
1階層	対象収入額が1,500,000円以下であるとき	61,770円	60,770円
2階層	対象収入額が1,500,001円以上1,600,000円以下であるとき	64,770円	63,770円
3階層	対象収入額が1,600,001円以上1,700,000円以下であるとき	67,770円	66,770円
4階層	対象収入額が1,700,001円以上1,800,000円以下であるとき	70,770円	69,770円
5階層	対象収入額が1,800,001円以上1,900,000円以下であるとき	73,770円	72,770円
6階層	対象収入額が1,900,001円以上2,000,000円以下であるとき	76,770円	75,770円
7階層	対象収入額が2,000,001円以上2,100,000円以下であるとき	81,770円	80,770円
8階層	対象収入額が2,100,001円以上2,200,000円以下であるとき	86,770円	85,770円
9階層	対象収入額が2,200,001円以上2,300,000円以下であるとき	91,770円	90,770円
10階層	対象収入額が2,300,001円以上2,400,000円以下であるとき	96,770円	95,770円
11階層	対象収入額が2,400,001円以上2,500,000円以下であるとき	101,770円	100,770円
12階層	対象収入額が2,500,001円以上2,600,000円以下であるとき	108,770円	107,770円
13階層	対象収入額が2,600,001円以上2,700,000円以下であるとき	115,770円	114,770円
14階層	対象収入額が2,700,001円以上2,800,000円以下であるとき	122,770円	121,770円
15階層	対象収入額が2,800,001円以上2,900,000円以下であるとき	129,770円	128,770円
16階層	対象収入額が2,900,001円以上3,000,000円以下であるとき	136,770円	135,770円

17 階 層	対 象 収 入 額 が 3,000,001円以上 3,100,000円以下で あるとき	144,310円	143,310円
18 階 層	対 象 収 入 額 が 3,100,001円以上 3,200,000円以下で あるとき	152,310円	151,310円
19 階 層	対 象 収 入 額 が 3,200,001円以上 3,300,000円以下で あるとき	160,310円	159,310円
20 階 層	対 象 収 入 額 が 3,300,001円以上 3,400,000円以下で あるとき	161,910円	160,910円
21 階 層	対 象 収 入 額 が 3,400,001円以上 4,130,160円以下で あるとき	161,910円	160,910円
22 階 層	対 象 収 入 額 が 4,130,161円以上で あるとき	162,470円	161,470円

備考

1～3 略

4 暖房期間中は、この表に定める使用料の額（備考3に該当する場合は、備考3に掲げる額）に1人月額2,180円を加算するものとする。

17 階 層	対 象 収 入 額 が 3,000,001円以上 3,100,000円以下で あるとき	144,770円	143,770円
18 階 層	対 象 収 入 額 が 3,100,001円以上 3,200,000円以下で あるとき	152,770円	151,770円
19 階 層	対 象 収 入 額 が 3,200,001円以上 3,300,000円以下で あるとき	160,770円	159,770円
20 階 層	対 象 収 入 額 が 3,300,001円以上 3,400,000円以下で あるとき	161,570円	160,570円
21 階 層	対 象 収 入 額 が 3,400,001円以上 4,120,080円以下で あるとき	161,570円	160,570円
22 階 層	対 象 収 入 額 が 4,120,081円以上で あるとき	162,130円	161,130円

備考

1～3 略

4 暖房期間中は、この表に定める使用料の額（備考3に該当する場合は、備考3に掲げる額）に1人月額2,200円を加算するものとする。

（鳥取県立福原荘管理規則の一部改正）

第2条 鳥取県立福原荘管理規則（昭和57年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
附則別表				附則別表			
区 分		金額（1人月額）		区 分		金額（1人月額）	
		大居室	小居室			大居室	小居室
A 階 層	市町村民税を納付することを要しない者	61,310円	60,310円	A 階 層	市町村民税を納付することを要しない者	61,770円	60,770円
B 階 層	市町村民税のうち均等割のみ納付することを要する者	66,310円	65,310円	B 階 層	市町村民税のうち均等割のみ納付することを要する者	66,770円	65,770円
C 1 階 層	市町村民税のうち所得割を納付することを要し、かつ、所得税を納付することを要しない者	71,310円	70,310円	C 1 階 層	市町村民税のうち所得割を納付することを要し、かつ、所得税を納付することを要しない者	71,770円	70,770円
C 2 階 層	7,300円以下の所得税を納付することを要する者	76,310円	75,310円	C 2 階 層	7,300円以下の所得税を納付することを要する者	76,770円	75,770円
C 3 階 層	7,301円以上14,900円以下の所得税を納付することを要する者	81,310円	80,310円	C 3 階 層	7,301円以上14,900円以下の所得税を納付することを要する者	81,770円	80,770円
C 4 階 層	14,901円以上22,200円以下の所得税を納付することを要する者	86,310円	85,310円	C 4 階 層	14,901円以上22,200円以下の所得税を納付することを要する者	86,770円	85,770円

C 5階層	22,201円以上29,700円以下の所得税を納付することを要する者	91,310円	90,310円
C 6階層	29,701円以上37,200円以下の所得税を納付することを要する者	96,310円	95,310円
C 7階層	37,201円以上44,600円以下の所得税を納付することを要する者	101,310円	100,310円
C 8階層	44,601円以上52,200円以下の所得税を納付することを要する者	106,310円	105,310円
C 9階層	52,201円以上59,800円以下の所得税を納付することを要する者	111,310円	110,310円
C 10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	161,910円	160,910円
D 階層	対象収入額が4,130,161円以上である者	162,240円	161,240円

備考

1～3 略

4 暖房期間中は、この表に定める使用料の額に1人月額2,180円を加算するものとする。

別表(第5条関係)

区 分	対 象 収 入 額 が	金 額 (1 人 月 額)	
		大居室	小居室
1 階 層	1,500,000円以下であるとき	61,310円	60,310円
2 階 層	1,500,001円以上1,600,000円以下であるとき	64,310円	63,310円
3 階 層	1,600,001円以上1,700,000円以下であるとき	67,310円	66,310円
4 階 層	1,700,001円以上1,800,000円以下であるとき	70,310円	69,310円
5 階 層	1,800,001円以上1,900,000円以下であるとき	73,310円	72,310円
6 階 層	1,900,001円以上2,000,000円以下であるとき	76,310円	75,310円
7 階 層	2,000,001円以上2,100,000円以下であるとき	81,310円	80,310円
8 階 層	2,100,001円以上2,200,000円以下であるとき	86,310円	85,310円

C 5階層	22,201円以上29,700円以下の所得税を納付することを要する者	91,770円	90,770円
C 6階層	29,701円以上37,200円以下の所得税を納付することを要する者	96,770円	95,770円
C 7階層	37,201円以上44,600円以下の所得税を納付することを要する者	101,770円	100,770円
C 8階層	44,601円以上52,200円以下の所得税を納付することを要する者	106,770円	105,770円
C 9階層	52,201円以上59,800円以下の所得税を納付することを要する者	111,770円	110,770円
C 10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	161,570円	160,570円
D 階層	対象収入額が4,120,081円以上である者	161,900円	160,900円

備考

1～3 略

4 暖房期間中は、この表に定める使用料の額に1人月額2,200円を加算するものとする。

別表(第5条関係)

区 分	対 象 収 入 額 が	金 額 (1 人 月 額)	
		大居室	小居室
1 階 層	1,500,000円以下であるとき	61,770円	60,770円
2 階 層	1,500,001円以上1,600,000円以下であるとき	64,770円	63,770円
3 階 層	1,600,001円以上1,700,000円以下であるとき	67,770円	66,770円
4 階 層	1,700,001円以上1,800,000円以下であるとき	70,770円	69,770円
5 階 層	1,800,001円以上1,900,000円以下であるとき	73,770円	72,770円
6 階 層	1,900,001円以上2,000,000円以下であるとき	76,770円	75,770円
7 階 層	2,000,001円以上2,100,000円以下であるとき	81,770円	80,770円
8 階 層	2,100,001円以上2,200,000円以下であるとき	86,770円	85,770円

9 階 層	対 象 収 入 額 が 2,200,001円以上 2,300,000円以下で あるとき	91,310円	90,310円
10 階 層	対 象 収 入 額 が 2,300,001円以上 2,400,000円以下で あるとき	96,310円	95,310円
11 階 層	対 象 収 入 額 が 2,400,001円以上 2,500,000円以下で あるとき	101,310円	100,310円
12 階 層	対 象 収 入 額 が 2,500,001円以上 2,600,000円以下で あるとき	108,310円	107,310円
13 階 層	対 象 収 入 額 が 2,600,001円以上 2,700,000円以下で あるとき	115,310円	114,310円
14 階 層	対 象 収 入 額 が 2,700,001円以上 2,800,000円以下で あるとき	122,310円	121,310円
15 階 層	対 象 収 入 額 が 2,800,001円以上 2,900,000円以下で あるとき	129,310円	128,310円
16 階 層	対 象 収 入 額 が 2,900,001円以上 3,000,000円以下で あるとき	136,310円	135,310円
17 階 層	対 象 収 入 額 が 3,000,001円以上 3,100,000円以下で あるとき	144,310円	143,310円
18 階 層	対 象 収 入 額 が 3,100,001円以上 3,200,000円以下で あるとき	152,310円	151,310円
19 階 層	対 象 収 入 額 が 3,200,001円以上 3,300,000円以下で あるとき	160,310円	159,310円
20 階 層	対 象 収 入 額 が 3,300,001円以上 3,400,000円以下で あるとき	161,910円	160,910円
21 階 層	対 象 収 入 額 が 3,400,001円以上 4,130,160円以下で あるとき	161,910円	160,910円
22 階 層	対 象 収 入 額 が 4,130,161円以上で あるとき	162,240円	161,240円

備考

1～3 略

4 暖房期間中は、この表に定める使用料の額（備考3に該当する場合は、備考3に掲げる額）に1人月額2,180円を加算するものとする。

9 階 層	対 象 収 入 額 が 2,200,001円以上 2,300,000円以下で あるとき	91,770円	90,770円
10 階 層	対 象 収 入 額 が 2,300,001円以上 2,400,000円以下で あるとき	96,770円	95,770円
11 階 層	対 象 収 入 額 が 2,400,001円以上 2,500,000円以下で あるとき	101,770円	100,770円
12 階 層	対 象 収 入 額 が 2,500,001円以上 2,600,000円以下で あるとき	108,770円	107,770円
13 階 層	対 象 収 入 額 が 2,600,001円以上 2,700,000円以下で あるとき	115,770円	114,770円
14 階 層	対 象 収 入 額 が 2,700,001円以上 2,800,000円以下で あるとき	122,770円	121,770円
15 階 層	対 象 収 入 額 が 2,800,001円以上 2,900,000円以下で あるとき	129,770円	128,770円
16 階 層	対 象 収 入 額 が 2,900,001円以上 3,000,000円以下で あるとき	136,770円	135,770円
17 階 層	対 象 収 入 額 が 3,000,001円以上 3,100,000円以下で あるとき	144,770円	143,770円
18 階 層	対 象 収 入 額 が 3,100,001円以上 3,200,000円以下で あるとき	152,770円	151,770円
19 階 層	対 象 収 入 額 が 3,200,001円以上 3,300,000円以下で あるとき	160,770円	159,770円
20 階 層	対 象 収 入 額 が 3,300,001円以上 3,400,000円以下で あるとき	161,570円	160,570円
21 階 層	対 象 収 入 額 が 3,400,001円以上 4,120,080円以下で あるとき	161,570円	160,570円
22 階 層	対 象 収 入 額 が 4,120,081円以上で あるとき	161,900円	160,900円

備考

1～3 略

4 暖房期間中は、この表に定める使用料の額（備考3に該当する場合は、備考3に掲げる額）に1人月額2,200円を加算するものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取県立岩井長者寮管理規則附則別表C10階層の項及びD階層の項並びに別表20階層の項、21階層の項及び22階層の項の改正並びに第2条中鳥取県立福原荘管理規則附則別表C10階層の項及びD階層の項並びに別表20階層の項、21階層の項及び22階層の項の改正は、平成

16年1月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県立岩井長者寮管理規則附則別表(C 10階層の項及びD階層の項を除く。)
及び別表(20階層の項、21階層の項及び22階層の項を除く。)の規定並びに第2条の規定による改正後の鳥取
県立福原荘管理規則附則別表(C 10階層の項及びD階層の項を除く。)及び別表(20階層の項、21階層の項及
び22階層の項を除く。)の規定は、平成15年4月1日から適用する。

